



2025年12月19日

各 位

会 社 名 株式会社プロレド・パートナーズ  
(コード: 7034 東証プライム)  
代表者名 代表取締役 佐谷 進  
問合せ先 執行役員 CFO 上戸 勇樹  
(TEL. 03-6435-6581)

### ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき、当社従業員に対して、ストックオプション（新株予約権）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は特に有利な条件ではなく、有利発行には該当しないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

#### 記

##### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブ付与を目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の発行要項

###### (1) 銘柄

株式会社プロレド・パートナーズ 第7回新株予約権

###### (2) 発行数

1,537個

新株予約権の引受けの申込みの総数が上記の新株予約権の数に達しない場合は、その申込みの総数をもって新株予約権の数とする。

###### (3) 発行価格

無償

###### (4) 発行価額の総額

未定

###### (5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整するこ

とができるものとする。

#### (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である数を乗じた金額とする。

当初行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{新規発行 (処分) 株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\frac{\text{既発行} + \text{新規発行 (処分) 株式数}}{\text{株式数}}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

#### (7) 新株予約権の行使期間

2027年12月20日から2035年12月19日までとする。なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### (8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加資本金の額を減じた額とする。

#### (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (11) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取

締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、または当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（6）で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（7）に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（7）に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（8）に準じて決定する。

- ⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（9）に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

前記（11）に準じて決定する。

(13) 新株予約権の割当日

2026年1月5日

(14) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の従業員 計12名

(15) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところによる。

以上